

協議会における協議の進め方について(案)

協議会の目的

『大都市地域における特別区の設置に関する法律』に基づき
「特別区設置協定書」を作成

規約第 3 条（協議会の担任する事務）

- 大阪市の区域における特別区設置協定書を作成すること
- 大阪市の区域における特別区の設置に関し必要な協議を行うこと

協議項目（協定書作成項目）

法律で定められている特別区設置協定書の項目について協議

規約第 4 条（特別区設置協定書）

- 特別区を設置する日
- 特別区の名称と区域
- 特別区の設置に伴う財産処分に関する事
- 特別区の議会の議員の定数
- 特別区と大阪府の事務分担に関する事
- 特別区と大阪府の税源配分及び財政調整に関する事
- 大阪市と大阪府の職員の移管に関する事
- 前に掲げるもののほか、特別区の設置に必要な事項（債務承継、組織体制、府の名称、再編コスト・効果などが想定）

協議の進め方

【基本的な進め方】

- 協議事項（協定書作成項目等）について、区割や事務分担、財政調整など相互に関連して検討する必要があるため、それらの項目をあわせてパッケージ化して協議
- 以下の 4 つのステージを設けて協議を進めていく
 - ・第 1 ステージ：制度設計のもととなる区割り・事務分担（主な論点）
 - ・第 2 ステージ：事務分担・財源・体制・財産など
 - ・第 3 ステージ：議会・区の名称・区役所の位置・府の名称など
 - ・第 4 ステージ：上記の協議を踏まえ、区割り案の絞込みを行ったうえ、協定書とりまとめのためトータルで制度設計を協議

【協議の仕方】

- 事務局において、知事・市長としての行政案となる資料を作成

《事務局案説明》

- 事務局から事務局案を説明、事務局と委員間で内容確認などの質疑
〔内容確認・質疑の仕方は適宜検討（必要に応じて会長が判断）〕

《委員間協議》

- 事務局提出資料をもとに、委員間で意見を述べ合い、協議を重ね、必要に応じて事務局または委員から案を追加・修正

《ステージ毎の確認》

- 会長がステージ毎に、協議会としての方向性を確認

《最終協議会決定》

- 最終は協定書のとりまとめ段階で決定

* 事務局案説明から委員間協議までの間は、一定の期間を確保

* 委員間協議は、ステージ毎に十分な会議時間を確保

⇒ 1 回 2 時間と言った時間設定にこだわらず、複数回で集中審議することなども検討

（国との調整状況、情報提供や住民意見）

・国との協議内容は、適宜、協議会に報告

・住民への協議会情報の提供に努めるとともに、住民に意見をお聴きすることも視野に方法を検討